

- (3) 料金の額及びその徴収期間  
別紙－3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)④イ(イ)のうち、「(2)⑥、⑨又は⑩」を「(2)⑥、⑩又は⑫」に改める。

別紙3中、1.(1)④イ(ロ)を次のとおり改める。

(ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路のインターチェンジを含まない。以下(ロ)において同じ。)に、次表の(A)に掲げる接続部相互間を經由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路(首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合を除く。以下「東京外環自動車道経路」という。)又は次表の(B)に掲げる接続部相互間を經由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路(以下「首都高速道路経路」という。)があり、かつ、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合(E T C車に限る。ただし、新倉PAで転回する場合を除く。)における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ)からハ)に該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間において重複する地点を走行した場合及び甲インターチェンジと(A)若しくは(B)に掲げる接続部の間又は(A)若しくは(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合並びに甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を除く)において倍超経路を走行した場合を除く。また、東京外環自動車道経路を走行した場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における首都圏中央連絡自動車道等経路(東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。)のうち首都圏中央連絡自動車道を含む経路の中でキロ程の最も短い経路が倍超経路となる場合を除く。

なお、イ)からハ)に掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、当該経路における甲インターチェンジと(A)に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額、①ハ)に定める料金の額及び(A)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、当該経路における甲インターチェンジと(B)に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ハ)に定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(以下「首都高速道路株式

会社が管理する道路の料金の額」という。)を適用して(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。)算出した額並びに(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

(A)
東京外環自動車道と東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と東埼玉道路との接続部
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道(以下「第一東海自動車道」という。)との接続部

(B)
東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東京外環自動車道及び東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部
京葉道路と都道首都高速7号線との接続部(ただし、京葉道路のうち京葉ジャンクションから宮野木ジャンクションまでの区間の一部又は全部を通行する場合を除く。)
中央自動車道富士吉田線と都道首都高速4号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速3号線との接続部

イ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合

東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。

ハ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合

首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

別紙3中、1.(1)⑤イ(ロ)のうち、「(2)③、⑥又は⑫」を「(2)③、⑥又は⑬」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)のうち、

「平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間」を「平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間」に、「平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間」を「平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間」に、「平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間」を「平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間」に改める。

別紙3中、1.(2)⑦を次のとおり改める。

⑦東京外環自動車道迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる東京外環自動車道の区間及び(C)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する道路を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理する入口、出口又は首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社が管理する道路の接続部(以下この項において「対象出入口等」という。)を入口又は出口として通行するETC車(ただし、新倉PAで転回する場合を除く。)

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	東北縦貫自動車道弘前線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
2	東北縦貫自動車道弘前線	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	
3	関越自動車道新潟線	東名ジャンクションから 大泉インターチェンジまで	都道首都高速3号線	—
4	関越自動車道新潟線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—
5	常磐自動車道	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
6	常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	
7	東関東自動車道水戸線	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャン クション
8	東埼玉道路	美女木ジャンクションから 草加八潮ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
9	東埼玉道路	草加八潮ジャンクションから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
10	京葉道路	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する、一般国道 14号及び都道首都高速7号線との接続部
11	京葉道路	京葉ジャンクションから	神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県	

		高谷ジャンクションまで	道高速湾岸線	
12	中央自動車道富士吉田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	—
13	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速4号線	—
14	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—

## ロ 割引額等

(イ) イの表中1、2、5から7まで、10及び11の(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間(以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。)

イの表中1、2、5から7まで、10及び11の項毎に、次の算式により算出した額(以下「算出額」という。)が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし(ただし、算出額が(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を上回る場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

$$X - Y$$

(注) この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：イの表中(D)に掲げる出入口等とイに定める自動車が行くハに定める対象出入口等相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位：円)

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額(単位：円)

なお、(イ)、(ニ)及び(ホ)におけるX及びYに用いる料金の額について、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、障害者割引を適用した額とし、⑬の割引を適用しない自動車の割引額等を算出する場合は、都心流入割引を適用した額とする。ただし、Yに用いる料金の額について、都心流入割引と深夜割引を重複して適用する場合、Xに用いる料金の額は、都心流入割引と深夜割引を重複して適用した額とする。

(ロ) イの表中3(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、中央ジャンクションと大泉インターチェンジ相互間の料金の額とする。

(ハ) イの表中4(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ニ) イの表中8(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とし(ただし、これが美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額とする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

(ホ) イの表中9 (B) のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とし(ただし、これが草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。)、算出額が負の数又は0となる場合は、草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額とする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

(ヘ) イの表中12から14までの(B) のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

ハ 対象出入口等

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速1号線の宝町出入口及び京橋出入口から銀座出入口までの各出入口並びに都道首都高速2号線の汐留出入口及び芝公園出入口並びに都道首都高速2号分岐線の飯倉出入口並びに都道首都高速3号線の霞が関出入口並びに都道首都高速4号線の丸の内出入口から常盤橋出入口までの各出入口、神田橋出入口、北の丸出入口及び代官町出入口並びに都道首都高速4号分岐線の江戸橋出入口及び呉服橋出入口並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

別紙3中、「1.(2)⑯」を「1.(2)⑱」に改め、「1.(2)⑮」を次のとおり改める。

⑰割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで、⑥から⑭まで及び⑯に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ④と①、③、⑥、⑨から⑬まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑫まで、⑯又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、④の割引は適用しないものとする。ただし、④ロの(イ)から(ハ)により算出した額が、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額より低い場合には、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額から④ロの(イ)から(ハ)により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

ニ ⑤と②、③、⑥、⑨から⑫まで又は⑭の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A : (1) に定める料金の額(ただし、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。)

B : 月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合における、⑤ロの(イ)から(ハ)で

算出した料金の額

(ロ) ⑤と⑭の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑭の割引を適用する。

(ハ) ⑤と③、⑥又は⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑤と⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙3中、「1.(2)⑭」を「1.(2)⑮」に改め、1.(2)⑮の次に次のとおり加える。

#### ⑩二輪車定率割引

##### イ 割引をする自動車

ハに定める期間のうち休日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）の1日間に、対距離制区間、均一料金制区間、区間料金制区間及び一般有料道路を、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等（ただし、別添1-1若しくは別添1-2に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の1回の通行のキロ程が100キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3、別添5及び別添8のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。

なお、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当するときを含む。）は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、区間料金制区間並びに横浜新道、横浜横須賀道路及び第三京浜道路を除く一般有料道路を含む場合。
---

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション接続部と米沢南陽道路の米沢北インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
---

東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
---

##### ロ 割引率等

割引率は37.5パーセントとし、対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の別（ただし、対距離制区間及び一般有料道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間の料金の額。）により算出し、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

また、1.(1)④に定める料金算定の特例を適用する場合は、料金算定の特例を適用した額に本

割引を適用する。

#### ハ 実施する期間

令和4年4月2日から同年11月27日まで（ただし、北海道縦貫自動車道函館名寄線、北海道横断自動車道黒松内釧路線、北海道横断自動車道黒松内北見線、深川・留萌自動車道及び日高自動車道を通行する場合、令和4年4月2日から同年10月30日まで。）。

別紙3中、「1. (2) ⑬」を「1. (2) ⑭」に、「1. (2) ⑫」を「1. (2) ⑬」に、「1. (2) ⑪」を「1. (2) ⑫」に、「1. (2) ⑩」を「1. (2) ⑪」に、「1. (2) ⑨」を「1. (2) ⑩」に、「1. (2) ⑧」を「1. (2) ⑨」に改める。

別紙3中、1. (2) ⑦の次に次のとおり加える。

#### ⑧千葉外環迂回利用割引

##### イ 割引をする自動車

常磐自動車道、東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間に限る。以下「千葉外環」という。）及び神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理する入口、出口又は首都高速道路株式会社と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社が管理する道路との接続部（以下「対象出入口等」という。）を入口又は出口として通行するETC車（ただし、新倉PAで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

##### ロ 割引額等

次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が千葉外環の料金の額を上回る場合は、千葉外環の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が0となる場合は、千葉外環の料金の額を減じるものとする。

$$X - Y$$

（注）この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャンクションとイに定める自動車が行き止まりの出入口等相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

なお、Xの料金の額は、Yに障害者割引を適用する場合は障害者割引を、環境ロードプライシング割引を適用する場合は環境ロードプライシング割引を、深夜割引を適用する場合は深夜割引をそれぞれ適用した額とする。なお、Yに環境ロードプライシング割引と深夜割引を重複して適用する場合、環境ロードプライシング割引と深夜割引を重複して適用した額とする。

##### ハ 対象出入口等

都道首都高速1号線の空港西出入口及び羽田出入口並びに神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線の各出入口等（中環大井南出入口、舞浜出入口、浦安出入口及び千鳥町



出入口を除く。)並びに神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線の各出入口等並びに神奈川県道高速湾岸線の各出入口等(三溪園出入口を除く。)並びに横浜市道高速1号線の各出入口等並びに横浜市道高速2号線の各出入口等(阪東橋出入口を除く。)並びに横浜市道高速横浜環状北線の各出入口等並びに横浜市道高速横浜環状北西線の各出入口等並びに川崎市道高速縦貫線の各出入口等。

別紙3中、「1.(5)」を「1.(6)」に、「1.(4)」を「1.(5)」に改め、1.(3)の次に次のとおり加える。

(4) ETC車以外の自動車、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

① ETC車以外の自動車、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行場合に適用する料金の額及び割引制度は、(1)に定める方法により算出したETC車以外の自動車に適用する料金の額及び(2)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。

②①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に届け出るものとする。

別紙3中、2.のうち、「令和45年7月13日まで」を「令和45年7月9日まで」に改める。

別紙3中、別添3のうち

「

安曇野	筑北 スマート
	14.2

」を

「

安曇野	安曇野 北	筑北 スマート
		11.3
	2.9	14.2

」に改める。

別表5のうち

「京葉道路

							千葉南 ジャンクション
						蘇我	1.6
				千葉東	松ヶ丘	3.0	4.6
			貝塚	1.3	4.3	5.9	
		穴川	—	—	—	—	
	宮野木	3.1	5.9	7.2	10.2	11.8	
武石	ジャンクション	2.5	5.6	8.4	9.7	12.7	14.3
	3.5	6.0	9.1	11.9	13.2	16.2	17.8

」を

「京葉道路

							千葉南 ジャンクション
						蘇我	1.3
				千葉東	松ヶ丘	3.4	4.7
			貝塚	1.2	4.6	5.9	
		穴川	—	—	—	—	
	宮野木	2.3	5.1	6.3	9.7	11.0	
武石	ジャンクション	3.3	5.6	8.4	9.6	13.0	14.3
	3.5	6.8	9.1	11.9	13.1	16.5	17.8

」に改める。

別添7を次のとおり改める。

別添7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ												
大口	×	大口											
深夜	○	○	深夜										
休日	○	○	×	休日									
外環	○	○	○	×	外環								
千葉	○	○	○	×	×	千葉							
一般	○	○	×	×	×	×	一般						
圏央	○	○	×	×	×	×	×	圏央					
圏連	○	○	×	×	×	×	×	×	圏連				
E2	○	○	×	×	×	×	×	×	×	E2			
障害者	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	障害者		
路バス	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス	
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「外環」、「千葉」、「一般」、「圏央」、「圏連」、「E2」、「障害者」、「路バス」、「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、東京外環自動車道迂回利用割引、千葉外環迂回利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、ETC2.0割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引
2	ETC2.0割引、障害者割引
3	東京外環自動車道迂回利用割引、千葉外環迂回利用割引、二輪車定率割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別紙3中、別添7の次に次のとおり加える。

別添8 二輪車定率割引で用いるキロ程（単位・キロメートル）

北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間及び  
北海道縦貫自動車道黒松内釧路線のうち札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまでの区間

			札幌
		北郷	—
札幌南	大谷地	2.0	4.1
	—	5.8	7.9

				札幌 ジャンクション
			雁来	—
		伏古		
		札幌北	1.5	3.3
札幌西	新川	—	5.7	7.5
		2.7	—	8.4
	—	6.5	—	12.2

札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから流入（ただし、札幌北インターチェンジから流入し、雁来インターチェンジ、札幌ジャンクション、大谷地インターチェンジ又は札幌南インターチェンジで流出する場合を除く。）し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから均一制区間の各インターチェンジまでのキロ程は、札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから札幌西インターチェンジまでのキロ程とする。

新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから流入（ただし、札幌北インターチェンジから流入し、新川インターチェンジ又は札幌西インターチェンジで流出する場合を除く。）し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから均一制区間の各インターチェンジまでのキロ程は、新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから札幌南インターチェンジまでのキロ程とする。

北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち大沼公園インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち千歳恵庭ジャンクションから本別インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内北見線のうち池田インターチェンジから足寄インターチェンジまでの区間



					戸田東		1.7	—	5.4	—	10.1	17.3	21.4	—	28.9	—	33.5	35.3	36.9		
			美女木			—	4.1	—	7.8	—	12.5	19.7	23.8	—	31.3	—	35.9	37.7	39.3		
			戸田西	ジャンクション		—	—	—	5.5	—	9.2	—	13.9	21.1	25.2	—	32.7	—	37.3	39.1	40.7
		和光北				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	和光		2.1	3.0	—	—	8.5	—	12.2	—	16.9	24.1	28.2	—	35.7	—	40.3	42.1	43.7		
大泉		2.1	4.2	5.1	—	—	10.6	—	14.3	—	19.0	26.2	30.3	—	37.8	—	42.4	44.2	45.8		
	3.2	5.3	7.4	8.3	—	—	13.8	—	17.5	—	22.2	29.4	33.5	—	41.0	—	45.6	47.4	49.0		

東京外環自動車道（新倉PAで転回する場合）

																				高谷											
																				市川南	ジャンクション										
																				京葉	ジャンクション										
																				市川中央	ジャンクション										
																				市川北											
																				松戸											
																				三郷南											
																				三郷											
																				草加											
																				川口東											
																				川口											
																				川口中央	ジャンクション										
																				川口西											
																				外環浦和											
																				—	21.1	—	25.8	33.0	37.1	—	44.6	—	49.2	51.0	52.6

					戸田東															
					美女木															
				戸田西	ジャンクション			11.9		15.6		20.3	27.5	31.6		39.1		43.7	45.5	47.1
		和光北			5.5			11.0		14.7		19.4	26.6	30.7		38.2		42.8	44.6	46.2
	和光																			
大泉																				
	7.0																			

入口及び出口イン ターチェンジが同 一の場合	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	三郷	三郷南	松戸	市川北	市川中央	京葉 ジャンクション	市川南	高谷 ジャンクション
	10.2	3.8	—	4.6	6.4	—	—	17.4	—	24.8	—	34.2	48.6	56.8	—	71.8	—	81.0	84.6	87.8

京葉道路

																				千葉南 ジャンクション												
																					1.3											
																					3.4	4.7										
																					1.2	4.6	5.9									
																					—	—	—									
																					2.3	5.1	6.3	9.7	11.0							
																					3.3	5.6	8.4	9.6	13.0	14.3						
																					3.5	6.8	9.1	11.9	13.1	16.5	17.8					
																					2.7	6.2	9.5	11.8	14.6	15.8	19.2	20.5				
																					3.8	6.5	10.0	13.3	15.6	18.4	19.6	23.0	24.3			
																					3.3	7.1	9.8	13.3	16.6	18.9	21.7	22.9	26.3	27.6		
																					1.6	4.9	8.7	11.4	14.9	18.2	20.5	23.3	24.5	27.9	29.2	
京葉																					2.3	3.9	7.2	11.0	13.7	17.2	20.5	22.8	25.6	26.8	30.2	31.5

	篠崎	ジャンクション	—	2.6	4.2	7.5	11.3	14.0	17.5	20.8	23.1	25.9	27.1	30.5	31.8
都道首都高速7号線	—	—	—	3.8	5.4	8.7	12.5	15.2	18.7	22.0	24.3	27.1	28.3	31.7	33.0
接続部	—	—	—	4.9	6.5	9.8	13.6	16.3	19.8	23.1	25.4	28.2	29.4	32.8	34.1

都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから流入し、花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジで流出する場合、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジまでのキロ程を、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

花輪インターチェンジから流入し、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジで流出する場合、花輪インターチェンジから幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジのキロ程を、花輪から宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

武石インターチェンジから流入し、京葉道路と東関東自動車道千葉富津線、東関東自動車道水戸線若しくは千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間を宮野木ジャンクションを経由し連続して通行又は宮野木ジャンクションから千葉南ジャンクションまでの各インターチェンジで流出する場合、武石インターチェンジから宮野木ジャンクション間のキロ程を、幕張インターチェンジから宮野木ジャンクション間のキロ程に読み替える。

花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから流入し、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジで流出する場合、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから花輪インターチェンジ、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジまでのキロ程を、都道首都高速7号線接続部から船橋インターチェンジまでの各インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから流入し、花輪インターチェンジで流出する場合、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから花輪インターチェンジまでのキロ程を減じる。

京葉道路と東関東自動車道千葉富津線、東関東自動車道水戸線若しくは千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間を宮野木ジャンクションを経由し連続して通行又は宮野木ジャンクションから千葉南ジャンクションまでの各インターチェンジから流入し、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジで流出する場合、幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程を、花輪インターチェンジから宮野木ジャンクションまでのキロ程に読み替える。

東京湾横断道路・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

	木更津 金田
浮島	15.1